

令和8年度大洗町立第一中学校「部活動に係る活動方針」

令和8年4月1日

1 学校教育における部活動の基本的な考え

- (1) 中学校における部活動は、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成し、体力の向上や健康の増進を図るものであり、一方、文化部活動は、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成する意義を有するものである。
また、部活動は、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、部員同士が同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図ることを目的とするものであり、学校教育の一環として位置付けられるものである。また、学校の教育課程との関連が図られるように留意し、生徒が自主的、自発的に活動できるよう配慮することが大切である。
- (2) 部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- (3) 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部活動顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

2 部活動の方針の策定等

- (1) 「県運営方針（改訂版）」並びに「町運営方針」に則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- (2) 部顧問は、年間の活動計画（平日及び休日における活動日、休養日及び参加を予定する大会等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- (3) 「学校の部活動に係る活動方針」及び「活動計画・活動実績」を学校のホームページ等への掲載等により公表する。
※ ここでいう「活動計画」とは、部顧問が作成する年間及び毎月の活動計画を示す。

3 部活動の指導・運営に係る体制の構築

- (1) 生徒及び教員の数、部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、生徒の安全確保、指導内容の充実と、部顧問の指導に係る業務の適正化を図る観点から、円滑に部活動の運営が実施できるよう、部活動数の調整を図る。
- (2) 各部の毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動状況の把握に努めるとともに、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動等を行い、生徒及び部顧問の負担が過度とならないように努める。

- (3) 特に競技及び指導経験のない顧問を対象として、指導に必要とされる基礎的・基本的な知識はもとより、専門的かつ高度な知識に基づく科学的なトレーニング理論や、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な指導方法の習得をめざす研修会を設け、顧問の資質及び指導力の質的な向上を図る。
- (4) 単一では、特定の部の活動（大会参加を含む）ができないような場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動等の機会が損なわれることがないように、近隣の複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。また、合同練習会等の機会に指導者間における指導に関する情報等の積極的な共有を図る。
- (5) 各部が参加する大会・試合等を把握し、生徒や部顧問の負担が過度としないことを考慮して、県総合体育大会、県新人体育大会を含め、1ヶ月あたり1大会程度とすることを目安に、参加する大会・試合等を精査する。
- (6) 顧問は、活動目標、指導方針、出場試合等、具体的な練習内容や方法等について、生徒や保護者が十分に理解できるよう部活動保護者会等を活用して適切に伝える。
- また、日頃の指導においても、顧問と生徒間のコミュニケーションを十分に図り、練習においてできるだけ短時間に「誰が、何を、いつ、どこで、なぜ（どのような目的で）、どのように行えばよいか」等を的確に伝え、理解させるとともに、安全に徹した指導が実現できるようにする。

4 適切な活動時間・休養日等の設定

(1) 活動時間

- ア 1日の活動時間は、平日は2時間を上限、休業日（学期中の土曜日及び日曜日（以下「週末」という）を含む）は3時間を上限とし、週計11時間を上限とする。
- イ 原則として朝の活動は行わない。生徒にとって心身の疲労が解消できる十分な休養をとるための時間の確保や、学校生活に支障を来すことがないように、放課後の限られた時間で活動していく。また、特例の朝の活動を実施する場合にも、1日の活動時間の上限の範囲内で実施する。
- ※特例として朝の活動を実施する場合とは、大会等の直前であり、放課後のみの活動では、施設等を使用できないため、放課後の活動を朝の活動に振り返るケースとする。
- ※例えば、大会1ヶ月前から無条件で朝の活動を実施するような活動計画は、生徒の心身の健康を守る観点から不適切である。
- ウ その他詳細については、別紙「大洗一中部活動のきまり」による。

(2) 休養日

- ア 学期中は週当たり2日以上休養日を設ける。(平日、週末ともに1日以上、週計2日以上を休養日とする。)また、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。ただし、公式大会等において上位大会に進出し、上位大会が直後の1ヶ月以内に控えている場合に限り、コンディション調整を目的として、生徒が希望する場合は、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、校長の判断により、平日に休養日を振り返ることも可とする。
- イ 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、所属部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、一週間以上連続した長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ウ 2(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、「県運営方針(改訂版)」並びに「町運営方針」に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その適切な運用を徹底する。
- エ 定期試験等実施前の一定期間を、学校全体の部活動休養日として設定する。また、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安も定めるなどの工夫も必要に応じて行う。

(3) 熱中症事故の防止

- ア 生徒の生活や健康に留意するとともに、熱中症事故の防止等の安全確保を徹底するため、「熱中症予防運動方針」(公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考に、部活動の実施について適切に判断する。
- イ 気象庁の高温注意情報及び環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。
- ウ 特に、暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合は、屋外の活動を原則として行わない。また、屋内外に関わらず、状況に応じて活動の中止や延期、見直し等柔軟な対応を検討する。
- エ 高温や多湿時において、学校体育大会が予定されている場合や練習試合、練習については、大会への不参加、練習試合、活動の中止等、柔軟な対応を行う。また、止むを得ない事情により参加する場合には、参加生徒の体調の確認(睡眠や朝食の摂取状況)、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得等、生徒の健康管理を徹底する。万が一、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。

(4) 感染症対策

- ア 換気や手洗い、手指の消毒の徹底等、必要に応じた感染症対策を講じる。

イ 部活動の各種大会や対外試合、合宿等については、県内・地域の感染状況を踏まえ、校長と相談の上判断する。仮に実施する場合は、感染防止対策を講じる。

ウ 県内・地域の感染状況に合わせて、各部で練習内容を工夫する。

エ 練習前後の健康観察を徹底する。

- ・生徒に発熱等のかぜの症状がある時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。

オ 各部で消毒セットを準備し、活動前後に手指の消毒を行う。

5 部活動の指導者について

(1) 部活動顧問について

ア 部活動は、学校教育の一環として行われるものであるところから、各部活動の運営、指導が顧問に任せきりにならないように、運営や指導の目標、方針の作成等について顧問会議等により学校組織全体で情報の共有を図る。

イ 顧問の負担軽減、生徒の相談や保護者・地域への対応、事故発生時の迅速な対応、体罰等の抑止の観点から、どの部活動においても原則複数顧問体制に努める。

(2) 事故、体罰、ハラスメントの防止

部活動における、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

6 安全管理と事故防止について

○ 部活動での生徒のけがや事故を未然に防止し、安全な活動を実現するために学校全体として以下の点に留意して、万全の体制作りを行う。

ア 生徒の発達段階や技能・体力の程度に応じて、指導計画や活動計画を定めるとともに、顧問による健康観察や生徒相互による観察を行い、生徒の身体や疲労の状況、そして帰校の変化に応じて指導計画や活動計画を修正し、常に健康管理に努めながら指導に従事する。

イ 顧問と生徒が共に定期的に施設・設備の安全確認を実施し、破損等の不備がある場合には直ちに使用を中止し、速やかに補修等の措置をとる。また、生徒に対して使用方法等についての指導を徹底し、安全に活動できるようにする。

ウ 全教職員対象の事故防止研修会や、熱中症予防研修会を開催し、教職員の事故防止に対する意識を高め、組織的な対応を行い、事故防止を組織的・効果的に進めていく。また、生徒自らが事故防止の視点を持ち、安全にスポーツ・文化芸術活動等を実施していくことができる資質や能力を育成していく必要があることから、生徒を対象とした研修会の開催を検討する。

エ 学校の管理下において、事故が発生した場合には、生徒の生命を守り、負傷の悪化を最小限に抑えるため、その場に居合わせた教職員は、直ちに他の教職員の応援を求めるとともに速やかに応急手当を行うことが原則であり、状況によっては迷わず救急車を要請する。

7 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

(1) 生徒の多様なニーズを踏まえた部活動の設置

ア より多くの生徒がスポーツ・文化芸術活動等の機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツ・文化芸術等を行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒の多様なニーズに応じた活動ができる部活動の設置を検討する。

イ 高い資質・能力を有し、競技力向上のための質の高い活動が必要とされる生徒に対しては、各種団体等の外部の協力を得るなどして育成体制を整える。

(2) 地域との連携

生徒のスポーツ・文化芸術活動等の環境充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の各団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術等の環境整備を推進する。